


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂				
件名	令和2年度オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金			交付要綱外1件について	区分		1 審議事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則					
	部課機関	東京都教育委員会					
<p>1. 要 旨</p> <p>以下の要綱を制定したものである。</p> <p>①令和2年度東大和市オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金交付要綱</p> <p>②令和2年度東大和市学力格差解消推進校事業補助金交付要綱</p> <p>(1) 目的</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック教育実施方針に基づき、東大和市立小・中学校が当該事業の指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>②東京都の学力格差解消推進校設置要項に基づき、東大和市立第五小学校、第三中学校が指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>①補助額は、指定校1校あたり10万円を限度とする。なお、オリンピック・パラリンピック教育アワード校等についても指定を受けた場合は補助額が加算される。</p> <p>②補助額は、指定校1校あたり50万円を限度とする。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>①令和2年8月13日施行、令和2年6月3日から適用</p> <p>②令和2年6月5日施行</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p>							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)							
3. 留意事項 (問題点等)							
特になし							
4. 主管部処理案 (検討結果等)							
補助金交付事務を進めたい							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。